

総合評価落札方式一般競争入札 入札説明書

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる委託の総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

なお、入札説明書等とは、この入札説明書と次の書類のすべてを指す。

- 1) 神戸市下水道施設・設備情報システム再構築業務仕様書（以下、「仕様書」という。）
- 2) 落札者決定基準
- 3) 提案書記載要領
- 4) 委託契約書案
- 5) 委託契約約款
- 6) 神戸市情報セキュリティ基本方針及び同対策基準
- 7) 入札参加申込兼資格確認申請書（様式1）
- 8) 委任状（様式2）
- 9) 共同企業体結成届出書（様式3）
- 10) 質問書（様式4）
- 11) 入札書（様式5）

1 入札に付する事項

| | |
|------|---|
| 発注者 | 神戸市長 |
| 公告 | 令和4年5月20日 神戸市公告第58号 |
| 委託名 | 神戸市下水道施設・設備情報システム再構築業務 |
| 業務概要 | 仕様書のとおり |
| 履行場所 | 落札者の事務所及び神戸市役所内。 また、本市との打合せは市が指定する会議室等とする。 |
| 履行期限 | 令和5年9月29日 |
| その他 | この入札は、総合評価落札方式を適用する。 |

2 当該業務を担当する部局の名称及び所在地

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階
神戸市建設局下水道部施設課
TEL：078-806-8715

3 契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階
神戸市建設局下水道部経営管理課
TEL：078-806-8036
E-mail：gesui_gyomu_kobo@office.city.kobe.lg.jp

4 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

5 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5年度神戸市入札参加資格（物品等）を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 業務の一部を再委託（再々委託を含む。）する場合は、提案書に再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めること。ただし、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託及び三階層以上の再委託については認めない。なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの請求の受理又は再委託先へ直接の支払を行うことはない。
- (7) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同企業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負う。また、共同企業体の構成員は上記（1）（2）（3）（4）（5）の要件を全て満たす必要がある。また、共同企業体として参加する場合、単独で入札に参加すること、他の共同企業体の構成員として入札に参加することはできない。なお、共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。

なお、入札参加資格の審査結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が、開催日において入札参加資格要件を満たさなくなったときや、提出書類に虚偽の記載をしたときは、当該入札への参加を認めない。

6 総合評価に関する事項

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）の算出方法は次のとおりとする。
価格点 = $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格点に配分された得点の満点}$ （価格点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。）
- (2) 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）については、落札者決定基準（別紙）に従い、評価するものとする。
- (3) 総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。
- (4) 予定価格は事後公表とする。
- (5) 落札候補者となるべき者がいない場合は、当初の入札において予定価格を上回る金額をもって入札した者のみを対象として「再入札」を行う。再入札によっても落札候補者となるべき者がいない場合には、不調打切とする。なお、再入札を行う場合は、予定価格をあらかじめ対象者に通知する。

7 入札説明書等の配布

令和4年5月20日（金）～令和4年6月1日（水）

神戸市ホームページへ掲載するほか、3の担当部局で配布する。（担当部局での配布は、神戸市の休日定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時）

ただし、仕様書については、秘密保持誓約書の原本を受領後に配布する。

8 入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本件入札の参加希望者は、必要書類を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

（1）提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送で提出する場合の郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

（2）提出期限

令和4年6月9日（木）午後5時まで

郵送する場合は、令和4年6月9日（木）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

持参による場合は、本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

（3）提出部数

1部

（4）提出書類

入札に参加しようとするものは、次の書類を提出し、必要な資格の審査を受けなければならない。申請書類は、全て日本語とするが、外国法人である場合、これらに相当するものの正本（外国語のままでも可）に、日本語訳添付で可とする。

ア 入札参加申込兼資格確認申請書（様式1）

イ 神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写し

※ 電子入札用ID及びパスワードについては、見えないように加工すること。

ウ 委任状（代表者又は登録済の受任者以外の者が申請する場合のみ）（様式2）

エ 会社概要 任意様式

オ 共同企業体での参加を希望する者は、共同企業体結成届出書（様式3）

カ 返信用封筒

※ 共同企業体で参加を希望する場合は、ア、ウ、カの書類は代表事業者について、イ、エの書類は構成事業者全てについて提出すること。

（5）提出先

3の担当部局

9 入札参加資格・入札説明書に関する質問および回答

(1) 提出期限

令和4年6月1日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式4）に記入して、電子メールにて提出すること。また、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）の間に、到着確認の電話連絡を行うこと（本市の休日を除く。）

電話、来訪などによる口頭での質問は受け付けない。

(3) 電子メールのタイトル

入札参加資格、入札説明書に関する質問は、「神戸市下水道施設・設備情報システム再構築業務（資格・説明書）【事業者名】」とすること。

(4) 質問の提出先

3の担当部局

(5) 回答方法

電子メールにより回答

(6) 回答期限

令和4年6月7日（火）午後5時まで

10 入札参加資格の審査及び結果の通知

(1) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(2) 結果の通知

令和4年6月20日（月）

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、（2）の通知書にその理由を付す。

(4) （3）の理由を付した（2）の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。

(5) （4）により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、業務名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で契約監理課に提出すること。（様式自由。紙書類により提出すること。）

(6) （4）による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して10日（本市の休日を除く。）以内に書面により回答する。

11 入札説明会

入札説明会は実施しない。

12 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

13 落札者決定基準等及び仕様書に関する質問および回答

(1) 提出期限

令和4年6月10日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式4）に記入して、電子メールにて提出すること。また、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）の間に、到着確認の電話連絡を行うこと（本市の休日を除く。）電話、来訪などによる口頭での質問は受け付けない。

(3) 電子メールのタイトル

仕様書、落札者決定基準等に関する質問は、「神戸市下水道施設・設備情報システム再構築業務（仕様書等）【事業者名】」とすること。

(4) 質問の提出先

3の担当部局

(5) 回答方法

電子メールにより回答

(6) 回答期限

令和4年7月6日（水）午後5時まで

(7) その他

回答は仕様書の追補とみなし、全入札者に対して回答する。ただし、提案書の作成に関する質疑のうち、入札者の技術提案内容に係わる事項等については、質疑を行った入札者にのみ回答することもある。なお、質問した事業者名は公表しない。質問受付締切後は、仕様書の内容その他入札に影響を与える質問には一切回答しない。また、本市の回答は入札説明書等を補足する効力を持つものとする。

14 入札及び提案書提出の日時及び方法

| | |
|---------|--|
| 日 時 | 令和4年7月15日（金）9時00分～10時00分 |
| 提出場所 | 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部経営管理課 |
| 提出方法 | <p>(1) 持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。提出部数は1部とする。</p> <p>(2) 入札書及び業務費内訳書を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印し申請する。「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。</p> <p>(3) 提案書については（1）の封筒とは別に提出するものとする。紙書類により提出すること。「委託業務名」及び「入札参加者名」を記載する。</p> |
| 入札について | <p>(1) 入札書記載金額について 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、入札書には、仕様書に定める調達範囲の内、設計・開発業務に要する一切の諸経費を含めた総価を記載すること。</p> <p>(2) 業務費内訳書について 入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めるので、入札書提出時に業務費内訳書を添付すること。業務費内訳書が提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とする。また、業務費内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札を無効とする。</p> <p>(3) 入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。</p> |
| 提出書類 | <p>(1) 入札書（様式5） 代表者又は受任者が記名押印した原本1部を封筒に入れ、封緘すること。封筒は任意のものを使用し、宛名「神戸市長」、入札件名「神戸市下水道施設・設備情報システム再構築業務」及び入札参加者名を記入すること。 なお、10か年の運用保守の上限は65,550千円（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。</p> <p>(2) 提案書（任意様式） 11部（正本1部、副本10部）</p> <p>(3) 機能要件・機能実現証明書（提案書記載要領別紙）11部（正本1部、副本10部）</p> |
| 提案書作成要領 | <p>(1) 仕様書に示す本市の要求事項に対し、提案書記載要領に示す各項目の記載内容に基づき、漏れなく提案書（任意様式）に記載すること。なお、提案書にはページ番号を記載すること。</p> <p>(2) 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、提案者の知識と経験を活用して、留意事項や指摘点を示すなど、本業務が最大限の成果を上げるための提案を行うこと。</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>(3) 各項目の記載内容について、仕様書に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。また、本市の要求事項と相違する内容を提案する場合は、理由を付したうえで、その相違点が明確に分かるように記載すること。</p> <p>(4) 仕様書に記載されていない項目で、追加の提案を行う場合は、提案書の最後に「追加提案」として記載すること。なお、提案内容により、追加提案としてではなく、既設項目に含めて評価することがある。</p> <p>(5) 本市の委託契約約款について、原則として、変更は受け入れられないが、条項の付加及び除外の必要がある場合には、提案書の最後に「委託契約約款の変更」として、変更案の内容を明示すること。ただし、あくまで事業者案の位置づけであり、本市が変更可否を検討する。</p> <p>(6) 提案書のページ数は、1部につき100ページまでとする。用紙サイズは、A4（縦横不問）とし、提案書、機能要件・機能実現証明書をあわせて、2穴とじフラットファイルに綴じること。（ページ数の下限は、設けない。）</p> <p>(7) 提案書の説明は、専門用語を多用していない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。提案書記載要領の項目順になっていない場合などを含め、分かりにくい提案書は評価できないことがある。</p> <p>(8) 提案書(副本)は、表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。別途正本として社名入りの表紙を付けたものを一部提出すること。</p> |
| <p>入札保証金</p> | <p>神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号に基づき、入札保証金は免除とする。</p> |
| <p>その他</p> | <p>(1) 以下の場合、当該入札は失格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提案書の全部又は一部を提出しない場合及び提案書の提出枚数が、指定の枚数を超過する場合 ② 提案書の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合 ③ 提案書に虚偽の記載がある場合 ④ その他提案書に関して適正な評価ができない場合 <p>(2) 必要に応じて入札者に対して提案書に関する説明を求めることがある。この場合、令和4年7月29日（金）午後5時までに連絡する。説明には、配置予定技術者及び提案書の説明ができる者の出席を求める。</p> <p>なお、上記日時までに連絡がない場合は、説明を求めない。</p> <p>(3) 提出後の提案書の訂正や差し替えは認めない。</p> <p>(4) 提出された提案書に虚偽の記載があった場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(5) 提案書の作成、提出に係る一切の経費は、入札者の負担とする。</p> <p>(6) 提出された提案書は返却しない。</p> <p>(7) 提出のあった技術提案等は、その採否に関わらず公表しない。</p> <p>(8) 入札参加資格の審査結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を市に提出すること。</p> <p>なお、入札を辞退した者が、これを理由として以後の競争入札において、不利益</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>な取扱いを受けるものではない。</p> <p>(9) 提案内容についてわかりにくい部分を補足するため、本市から提案書に関する質問を送付する。令和4年7月29日(金)までに電子メール又は書面により送付するので、令和4年8月12日(金)までに回答を行うこと。本市からの質問に対し、回答期日までに提出しないことで失格になることはないが、説明不足等、評価上の不利益を受けることがある。なお、質問への回答書については、提案書と同様に正式な書類として取り扱うので留意すること。</p> |
|--|---|

15 開札予定日時及び方法

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和4年9月22日(木) 10時30分を予定 |
| 場 所 | 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部経営管理課 第1会議室 |
| 方 法 | <p>(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。</p> <p>(2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>(3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。</p> <p>(4) 14の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書並びに提案書(期限までに到達しなかった場合を含む。)は、これを無効とする。</p> <p>(5) 神戸市契約規則第12条に基づくほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。</p> <p>(6) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が入札価格と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合((4)の規定により無効となった場合を含む。)も、当該入札書は無効とする。</p> <p>(7) 提案書の提出がない場合((4)の規定により無効となった場合を含む。)は、当該入札書を無効とする。</p> <p>(8) 入札を無効とした場合は、当該入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。</p> <p>(9) 開札場には、入札者又はその代理人並びに開札の執行者及び開札の執行立会人以外の者は入場することができない。</p> <p>(10) 開札場に入場する入札者又はその代理人は、一入札者当たり2人以内にする。</p> <p>(11) 開札に立ち会わない場合は、その旨事前に電話連絡すること。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>(12) 入札者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。</p> <p>(13) 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするとき、身分証明書の提示を求める場合がある。また、代理人をして入場させる場合においては、開札の立会いに関する委任状（任意様式）を提出しなければならない。</p> <p>(14) 入札者又はその代理人は、当該入札に参加した他の入札者の代理人となることはできない。</p> <p>(15) 入札者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札終了まで開札場を退場することはできない。</p> |
|--|--|

16 落札者の決定方法

(1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

（詳細は落札者決定基準（別紙）による）

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は事後公表とする。

イ 技術点の合計（対象とする項目は落札者決定基準（別紙）による）が基準点に満たない場合は失格とする。

ウ 仕様書に記載の本市が求める要件のうち一つでも実現できないものがある場合は失格とする。

(2) 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、価格点の高い者を落札者とする。この場合において、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）

(3) 提案書記載要領（別紙）に基づかない提案書については、評価の対象とせずに失格とする場合がある。

17 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（申請書等を提出した者の商号又は名称、競争入札参加資格の有無に関する審査結果、競争入札参加資格がないとした者についてはその理由、入札者の商号又は名称、各入札参加者ごとの入札価格、価格点、技術点及び総合評価点並びに落札者の商号又は名称を含む。）について神戸市ホームページにより公表を行うものとする。

18 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に、市長に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に、説明を求めた者に対し回答する。

19 契約等に係る事項

(1) 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。落札者は、速やかに建設局下水道部経営管理課で契約書類等を受領し、その日を含めて5日（本市の休日を除く。）以内に所定の契約手続きをすること。7日以内に所定の契約手続がない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。

(2) 契約の締結にあたり、落札者が提出した技術提案等は契約図書の一部とする。

(3) 落札者が提出した技術提案等のうち、技術提案に記入した項目については、落札者に履行義務があるものとする。ただし、不適切と判断した項目については、履行義務としない。

(4) 契約保証金

契約金額の10パーセント以上を納付しなければならない。ただし、神戸市契約規則第25条の規定により保険会社と履行保証保険契約を締結する場合は、当該保証を証する書面の提出をもって代えることができる。なお、納付された契約保証金は、本業務の最終の履行確認後、支払を行う際に返還する。

(5) 支払条件

ア 契約の形態は、業務委託契約とする。

イ 本業務に係る費用は、前金払が可能である。

ウ 運用保守業務に係る契約は別契約とし、費用の支払は令和5年度以降、各年度ごととする。

20 その他

(1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあつてはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。

ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等

委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 応札費用及び提出書類の取扱い

ア 当該入札の応募のためにかかる費用は、応札者の負担とする。

イ 提出された書類は、当該入札の終了後も返還しない（ただし、期限までに入札辞退届が提出された場合は、提案書・入札書は返却する）。また、本市は、これらの書類を神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。

ウ 本市は、提出書類を当該入札以外の目的で、入札参加者に無断で使用しない。

エ 本市が指示する場合を除き、提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

オ 提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、入札参加者が負うものとする。

(3) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、当該入札の参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(4) 契約手続きに関する言語は日本語とする。

(5) 「神戸市情報セキュリティ基本方針及び同対策基準」については、神戸市ホームページに掲載している。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>